



報道発表資料



山形労働局発表
平成28年6月13日(月)

担	山形労働局雇用環境・均等室 室長 青山 雄一 助成金係長 芳賀 洋子
当	電話 023-624-8228

～次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業～ 「子育てサポート企業」を2社認定!

山形労働局(局長 あいうら りょうじ 相浦 亮司)では、この度、

東北パイオニア株式会社 (代表: 代表取締役 兼 社長執行役員 みねた ひろゆき 峯田 裕之)

国立大学法人山形大学 (代表: 学長 こやま きよひと 小山 清人)

を子育て支援に積極的に取り組んでいる「子育てサポート企業」として、新たに認定いたしました。

この認定を受けるためには、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援について「一般事業主行動計画」を策定し、女性の育児休業取得率が70%以上※であること、男性の育児休業等取得者がいること等一定の基準を満たす必要があります。

子育てサポート企業認定通知書交付式は以下のとおりです。

※ 平成27年4月以降の行動計画については75%以上と改正されています。

◆認定通知書交付式

- 日時 平成28年6月16日(木) 14時00分～
- 場所 山形労働局 大会議室
(山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階)
- 認定企業

東北パイオニア株式会社(天童市)

国立大学法人山形大学(山形市)



認定マーク(愛称:くるみん)

認定された企業は、このマークを商品、広告、求人広告及びホームページ等で表示することができ、「子育てサポート企業」として広くアピールすることができます。

◆認定企業の概要 ①

東北パイオニア株式会社

代表者	代表取締役 兼 社長執行役員	みねた ひろゆき 峯田 裕之
事業内容	電気機械器具製造業	
労働者数	604人（男性474人 女性130人）	
所在地	天童市大字久野本字日光1105	
電話番号	023-654-1211	



●行動計画

- 1 計画期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日
- 2 行動計画の内容
 - ① 仕事と育児に対する理解の浸透を図る
 - ② 男女共に育児参加しやすい環境の整備を行う
 - ③ 子どもが生まれる男性社員の休暇取得率90%以上を継続する
 - ④ 固定的な性別役割分担意識の是正を行うために、ポジティブアクション活動を行う
 - ⑤ 有給休暇取得促進を行う
 - ⑥ 小学校就学前の子を養育する社員にとって子育てしやすい環境の整備を行う

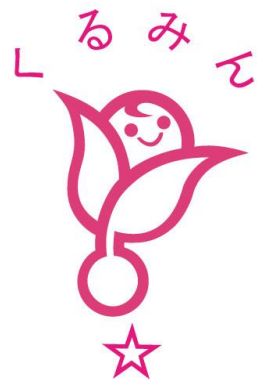
●行動計画取組結果

- ① 「ワークライフバランス推進週間」を実施し、仕事と育児に関する講演会や諸制度の案内等ワークライフバランスに関する情報を社員へ案内。
- ② 特別有給休暇の取得目的に、「満1歳直後の3月末日までもしくは1歳6ヶ月までの子女の育児に係り休業を要する場合」を追加。
- ③ 子どもが生まれる男性社員の慶弔休暇等取得率90%以上を継続して達成。
- ④ 女性の職域拡大プロジェクトと連携し、キャリア開発セミナー・アサーションセミナーや他社との対話会等を実施。
- ⑤ 時間外労働及び計画有休管理カードを配付し、有給休暇取得目標を立て、推進活動を実施。
- ⑥ 育児短時間勤務制度の対象子女年齢を小学校就学前までに引き上げ、子育てしやすい環境を整備。

◆認定企業の概要 ②

国立大学法人山形大学

代表者	学長 <small>こやま</small> 小山 <small>きよひと</small> 清人
事業内容	教育・研究
労働者数	2,156人（男性1,253人 女性903人）
所在地	山形市小白川町1-4-12
電話番号	023-628-4937



●行動計画

1 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日

2 行動計画の内容

- ① 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
 - ・男性職員：1人以上の職員が取得すること
 - ・女性職員：取得率を80%以上とすること
- ② 子の看護のための特別休暇が取得しやすい環境とするため、必要に応じて1日又は1時間単位で取得できるよう制度を整備充実するとともに広報にも努める。
- ③ 夏季・年末年始の計画休暇（一斉休業）の長期化を図り、生活のサイクルを踏まえた休養を推奨するなど、効果的な年次有給休暇の取得促進に取り組む。

●行動計画取組結果

- ① 男性の育児休業取得者：3人
女性の育児休業取得率：91.8% となった。
- ② 平成25年度より新制度を開始し、ニュースレターにより広報に努めた。
- ③ 夏季・年末年始の計画休暇（一斉休業）について、平成23年度：2日間、平成24年度：4日間、平成25年度：5日間、平成26年度：5日間と長期化を図り、生活のサイクルを踏まえた休養を推奨する等効果的な年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。

添付資料

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等の状況
- 子育てサポート企業の認定について
- 育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度の概要